

小美玉市訓令第24号

小美玉市事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年9月14日

小美玉市長 島田 幸三

小美玉市事務決裁規程の一部を改正する訓令

小美玉市事務決裁規程(平成18年小美玉市訓令第5号)の一部を次のように改正する。

別表第3の2の表を次のように改める。

別表第3 (第5条関係)

2 人事に関する事項

専決事項	専決区分			指 定 合 議 先	通知先	備考
	副市長	部長共通	課長共通			
1 年次休暇 の届出の受理	部長 (3日以上は 市長)	所属の次長 (3日以上は 副市長)	所属職員 (3日以上は 部長)			
2 療養休暇 及び特別休 暇の承認	○(た だし、 小美玉 市職員 の勤務 時間、 休暇等 に關す る規則 (平成 18年小 美玉市 規則第 30号)			総務部長	人事課長	総括管 理は4 課

	別表第 2 中 19、22、 23、24、 25、27、 30 のい ずれか に該当 する場 合にあ って は、所 属の部 長)					
3 週休日の 振替及び半 日勤務時間 の割振りの 変更	部長	所属の次 長及び課 長	所属職員	人事課長		総括管 理は人 事課
4 始業及び 終業時刻の変 更の承認	部長	所属の次 長及び課 長	所属職員		人事課長	総括管 理は人 事課
5 出退勤記 録の管理	部長	所属の次 長及び課 長	所属職員		人事課長	総括管 理は人 事課
6 管理職員 特別勤務手 当	部長	所属の次 長及び課 長	所属職員			
7 時間外勤	部長	所属の次	所属職員			

	務、休日勤務 及び夜間勤務の命令		長及び課 長			
8	組合休暇 及び職員の 職務に専念 する義務の 免除の承認	○			総務部長	人事課長 総括管理は人事課
9	会計年度 任用職員等 の任用及び 解雇		○		総務部長	人事課長
10	嘱託職員 の任用及び 解雇		○		総務部長	人事課長
11	臨時職員 の任用及び 解雇		○		総務部長	人事課長
12	旅行命令 及び復命	部長 (3日以上は 市長)	所属の次長 及び課長 (3日以上は 部長) 以上は副 市長)	所属職員 (3日以上		
13	職員の被 服等貸与			○		
14	事務の引 継ぎ	部長	所属の次 長及び課 長	所属職員		
15	所属職員			○		人事課長

の事務分担						
-------	--	--	--	--	--	--

附 則

この訓令は、令和 8 年10月 1 日から施行する。

小美玉市事務決裁規程(平成18年小美玉市訓令第5号)新旧対照表

改正案							現行						
別表第3(第5条関係) (略)							別表第3(第5条関係) (略)						
2 人事に関する事項							2 人事に関する事項						
専決事項	専決区分			指定合議 先	通知先	備考	専決事項	専決区分			指定合議 先	通知先	備考
	副市長	部長共通	課長共通					副市長	部長共通	課長共通			
(略)							(略)						
3 週休日の振替及び半日勤務時間の割振りの変更	部長	所属の次長及び課長	所属職員	人事課長		総括管理は人事課	3 週休日の振替及び半日勤務時間の割振りの変更	部長	所属の次長及び課長	所属職員	人事課長		総括管理は人事課
4 始業及び終業時刻の変更の承認	部長	所属の次長及び課長	所属職員		人事課長	総括管理は人事課	4 出退勤記録の管理	部長	所属の次長及び課長	所属職員		人事課長	総括管理は人事課
5 出退勤記録の管理	部長	所属の次長及び課長	所属職員		人事課長	総括管理は人事課	5 管理職員特別勤務手当	部長	所属の次長及び課長	所属職員			
6 管理職員特別勤務手当	部長	所属の次長及び課長	所属職員				6 時間外勤務、休日勤務及び夜間勤	部長	所属の次長及び課長	所属職員			

7	時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務の命令	部長	所属の次長及び課長	所属職員				務の命令								
7	組合休暇及び職員の職務に専念する義務の免除の承認	○			総務部長	人事課長	総括管理は人事課	7	組合休暇及び職員の職務に専念する義務の免除の承認	○			総務部長	人事課長	総括管理は人事課	
8	組合休暇及び職員の職務に専念する義務の免除の承認	○			総務部長	人事課長	総括管理は人事課	8	会計年度任用職員等の任用及び解雇		○		総務部長	人事課長		
9	会計年度任用職員等の任用及び解雇		○		総務部長	人事課長		9	嘱託職員の任用及び解雇		○		総務部長	人事課長		
10	嘱託職員の任用及び解雇		○		総務部長	人事課長		10	臨時職員の任用及び解雇		○		総務部長	人事課長		
11	臨時職員の任用及び解雇		○		総務部長	人事課長		11	旅行命令及び復命	部長(3日以上は市長)	所属の次長及び課長(3日以上は副市長)	所属職員(3日以上は部長)				
12	旅行命令及び復命	部長(3日以上は市長)	所属の次長及び課長(3日以上は副市長)	所属職員(3日以上は部長)				12	職員の被服等貸与			○				

13 職員の被服等貸与			○				13 事務の引継ぎ	部長	所属の次長及び課長	所属職員			
14 事務の引継ぎ	部長	所属の次長及び課長	所属職員				14 所属職員の事務分担			○		人事課長	
15 所属職員の事務分担			○		人事課長		(略)						